

みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例  
【逐条解説】

平成25年12月

長 崎 県

# みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例

## 【逐条解説】目次

第 1 編 条例制定の経緯 .....	1
1 . 条例制定が求められた背景 .....	1
2 . 条例案の検討の開始 .....	1
3 . 総務委員会における審議等 .....	1
4 . 本会議における審議 .....	2
5 . 条例の公布 .....	2
第 2 編 逐条解説 .....	3
前文 .....	3
第 1 章 総則	
第 1 条 (目的) .....	5
第 2 条 (定義) .....	7
第 3 条 (基本理念) .....	16
第 4 条 (県民の役割) .....	19
第 5 条 (自主防災組織の役割) .....	20
第 6 条 (事業者の役割) .....	21
第 7 条 (市町の役割) .....	23
第 8 条 (県の責務) .....	24
第 2 章 県民等による防災対策	
第 9 条 (防災に関する意識の高揚等) .....	26
第 10 条 (災害教訓の伝承) .....	27
第 11 条 (自主防災組織の活動への参加) .....	27
第 12 条 (県民等による物資の備蓄等) .....	28
第 13 条 (建築物の倒壊等の防止) .....	29
第 14 条 (円滑な避難) .....	35
第 15 条 (観光施設等の利用者の安全の確保) .....	38
第 16 条 (事業継続計画) .....	40
第 3 章 市町の基本的な施策	
第 17 条 (市町による災害等に関する情報の収集等) .....	42
第 18 条 (自主防災組織の育成) .....	46
第 19 条 (消防団の充実強化) .....	47

第20条（市町による物資の備蓄）	49
第21条（避難計画の策定等）	50
第22条（医療救護体制の整備）	54
第23条（市町の業務継続計画）	56
第4章 県の基本的な施策	
第24条（防災教育等の機会の確保等）	58
第25条（災害教訓の伝承に対する支援）	60
第26条（県による物資の備蓄等）	61
第27条（事業者との協定）	62
第28条（防災に関する施設等の整備）	64
第29条（孤立地区対策の推進）	65
第30条（県による災害等に関する情報の収集等）	66
第31条（災害時要援護者への支援）	68
第32条（旅行者の安全の確保）	69
第33条（防災ボランティアへの支援等）	70
第34条（広域的な医療救護体制の整備等）	72
第35条（公衆衛生の確保）	74
第36条（県の業務継続計画）	76
第37条（災害復旧及び復興の推進）	76
第38条（県民等の意見の反映）	78
第5章 雑則	
第39条（長崎県防災月間）	79
第40条（財政上の措置）	81
附 則	
第1項（施行期日）	82

# 第 1 編 条例制定の経緯

## 1．条例制定が求められた背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波によって、東北地方を中心に約2万人の死者行方不明者を出し、また、東京電力福島第一原子力発電所においては、原子炉建屋の水素爆発により大量の放射性物質が外部に放出されるなど、重大な事故が発生した。

この未曾有の大災害を契機として、長崎県地域防災計画が緊急に見直されることとなり、平成23年8月に長崎県地域防災計画見直し検討委員会が設置され、翌年3月6日に同委員会から知事に対して提言書が提出された。

同委員会は、その中で「地域防災は、県、市町、県民、事業者等のそれぞれの責務や役割、地域防災に関する基本的事項を明確にして示すため、いわゆる防災基本条例の制定を含めて検討する必要がある。」と提言している。

いわゆる防災基本条例については、防災関係の法令では触れられていない自助、共助の取組を明確に規定したものと注目されており、これまで18都道県で制定され、そのうち宮崎県や愛媛県など5県では議員提案で制定されている。

## 2．条例案の検討の開始

平成24年7月6日の総務委員会（6月定例会議会）において、山田朋子委員長（当時）から、いわゆる防災基本条例に総務委員会として取り組みたい旨の提案があり、協議の結果、山田委員長と浜口俊幸副委員長（当時）とで素案を検討し、次の定例会議会で各委員に提示することが決定された。

素案については、正副委員長のほか、危機管理課及び議会事務局政務調査課とで検討会を開いて協議を行うこととなり、9月には骨子案を、11月には条例案を立案した。

## 3．総務委員会における審議等

平成24年10月4日の総務委員会（8月定例会議会）では、骨子案について審議が行われた。そこで主に問題となったものは、次のようなものであった。

- ・市町との意見調整を十分に行ってほしい。
- ・条例にしなければいけないのか。市町を縛ってはいけない。

この日の審議を受けて、山田委員長が防災行政無線実務担当者研修会（危機管理課主催）に出席し、県内市町の担当者に対して骨子案の説明を行うとともに、県内市町と県防災会議委員に対して骨子案についての意見照会を行った。

平成24年12月18日の総務委員会（11月定例会議会）では、参考人に対する意見聴取を行った後、条例案について審議された。そこで主に問題となったものは、次のようなものであった。

- ・消防団が水防団の役割を果たしているのではないか。

- ・学校での防災教育等に関する規定を設けるべきである。
- ・防災月間を設けてはどうか。

この日の審議を受けて、県内市町、観光関係、教育関係の団体等に対して、条例案についての意見照会を行うとともに、平成25年1月18日から2月15日にかけて、パブリック・コメントの募集を行った。

平成25年3月13日の総務委員会（2月定例月議会）では、条例案について再び審議が行われた。そこで主に問題となったものは、次のようなものであった。

- ・財政上の措置について努力規定となっていない。
- ・自主防災組織の実情についてはどうなっているのか。

平成25年3月15日の総務委員会では、財政上の措置に関する規定の内容を確認した後、採決が行われ、総務委員会として条例案を提出することが全会一致で決定した。

#### 4．本会議における審議

平成25年3月22日の本会議に上程され、山田委員長が提案理由説明を行った。その後、直ちに採決が行われ、全会一致で可決成立した。

#### 5．条例の公布

本条例は、平成25年3月29日の県公報に登載され公布された（平成25年長崎県条例第23号）。

## 第2編 逐条解説

### 前文

長崎県は、その自然的・地理的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流、山崩れ、火山噴火、火砕流等様々な災害が発生する可能性を有しており、これまでも尊い人命と貴重な財産が災害によって度々失われてきた。

中でも、昭和32年7月の諫早大水害、昭和57年7月の長崎大水害、平成2年から平成7年まで続いた雲仙普賢岳噴火災害では、甚大な被害が生じ、多くの尊い人命が失われたことは、今でも多くの県民が記憶しているところである。

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大型化が懸念されており、本県においても、今後ますますこうした災害に警戒する必要性が高まっている。

さらには、雲仙活断層群を始めとした活断層が確認されている地域だけでなく、これまで地震が想定されていなかった地域においても、大きな地震が発生する可能性があり、その対策が急務となっている。

また、本県は、玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離にあることから、万一原子力災害が発生した場合には、本県も大きな影響を受ける可能性が高い。

県は、これまでも、様々な災害の発生に備えて、市町及び防災関係機関と連携して各種の防災対策を進めてきたところである。しかしながら、災害による被害を最少化するためには、行政による防災対策のみならず、県民自らが防災対策を講じるとともに、自主防災組織の結成等により、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保することが必要である。また、過去に経験した災害を語り継ぐことによって、そこから災害による被害の軽減につながる教訓を学び取り、その教訓を防災対策に活かすことが重要である。

少子高齢化や過疎化によって人口減少が進み、地域コミュニティの衰退が懸念されるなど、本県を取り巻く社会環境が大きく変化している中、個々の県民による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、過去に経験した災害から得られた教訓を伝承することによって、災害への対応能力を高めなければならない。

ここに、私たちは、災害を未然に防止し、たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる「災害に強い長崎県」を実現するため、県民、地域、事業者、市町及び県がともに力を合わせて防災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

#### 【趣旨】

この前文は、本条例の理念や目的を明らかにしたものである。

## 【解説】

1 前文は、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から直接法的効果が生じることはないが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義や効力を有している。

2 この前文は、おおよそ4つの部分で構成されている。

まず、第1段落及び第2段落で、本県で過去に発生した災害による被害について記述している。

続く第3段落から第5段落では、今後警戒しなければならない災害について記述している。

そして、第6段落及び第7段落では、行政の対応（公助）だけでなく、自らの安全を自らで守ること（自助）及び地域の人々が互いに協力しながら防災対策に取り組むこと（共助）の必要性を謳うとともに、過去に経験した災害を語り継ぐことの重要性を記述している。

以上を踏まえて、最後の第8段落では、この条例を制定するに当たっての決意を記述している。

3 「雲仙活断層群」とは、島原湾から島原半島を経て橘湾にかけてほぼ東西に分布する断層群のことで、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3つから成っている。なお、雲仙断層群が分布する島原半島のほぼ中央には、活火山の雲仙岳が位置している。

なお、地震防災対策特別措置法第7条の規定に基づき、文部科学省に地震調査研究推進本部が設置されており、平成9年度には同本部で「地震に関する基盤的調査観測等計画」が取りまとめられた。調査対象として全国98カ所の活断層が指定されており、その1つが雲仙活断層群となっている。

4 「玄海原子力発電所」は、佐賀県東松浦郡玄海町にある九州電力の発電所で、原子炉が4基あり、その出力は347万8,000キロワットである。

本県では、松浦市鷹島町が玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離にあり、玄海原子力発電所から半径10キロメートルの円内にある松浦市鷹島町の阿翁地区、阿翁浦地区及び日比地区が「防災対策を重点的に充実すべき地域（対象地域）」となっている。また、玄海原子力発電所から半径30キロメートルの円内にある松浦市の全域並びに佐世保市、平戸市、壱岐市それぞれの一部が「避難計画策定対象地域」となっている。

## 第1章 総則（第1条 第8条）

本章は、第1条から第8条までで、本条例の「原則編」というべきものであって、本条例の目的（第1条）、用語の定義（第2条）について規定した後、基本理念（第3条）、県民、自主防災組織、事業者及び市町の役割（第4条～第7条）、県の責務（第8条）について明らかにしている。

### 【第1条（目的）関係】

（目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）の役割、市町の役割及び県の責務を明らかにするとともに、県民等による防災対策の基本となる事項並びに市町及び県の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令と相まって、県民等、市町及び県の協働による防災対策を総合的に推進し、もって災害に強い長崎県の実現を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、本条例の規定する内容を総括的に示すとともに、本条例の目的を明らかにし、併せて、本条例を解釈し運用する場合の指針を与えるものである。

### 【解説】

- 1 本条例は、災害を未然に防止し、たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる「災害に強い長崎県」の実現を図ることを目的としている。
- 2 本条は、県民等、市町及び県の協働による防災対策を総合的に推進する方法として、基本理念を定めること、県民等の役割、市町の役割及び県の責務を明らかにすること、県民等による防災対策の基本となる事項を定めること並びに市町及び県の基本的な施策を定めることを規定している。
- 3 災害対策基本法等防災に関する法令が数多く制定されており、また、県及び市町において地域防災計画が策定されている中で、本条例を制定する理由としては、次のようなことが挙げられる。

災害対策基本法等防災に関する法令では、国や地方公共団体による措置を中心に規定されており、住民や事業者が具体的に実施すべき措置についてほとんど規定されていない。

県及び市町の地域防災計画では、県又は市町が実施すべき事項が中心となっており、住民や事業者が実施すべき措置について特段定めていない。

県及び市町の地域防災計画の分量は、県民等がその内容を全て把握するには、かなりの量である。

このような理由から、本条例に、県及び市町の基本的施策だけでなく県民等による防災対策について基本となる事項を定めることにより、県民等に対して防災対策の枠組みを示し、防災対策の重要性を再認識してもらい、もって自助及び共助の取組を促進しようとするものである。

4 本条例は、県の地域防災計画より上位に位置付けられる。

5 「その他の法令」とは、防災に関係する法令であって、例えば下記の法律のほか、多くの法令が関係している。

- ・ 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 水防法（昭和24年法律第193号）
- ・ 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
- ・ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- ・ 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
- ・ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
- ・ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
- ・ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成12年法律第57号)
- ・ 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

## 【第2条（定義）関係】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策（減災（災害による被害を最小化することをいう。）のために行う取組を含む。）をいう。
- (4) 防災関係機関 次に掲げる機関をいう。
  - ア 国の地方行政機関であって、長崎県を管轄区域とするもの
  - イ 自衛隊
  - ウ 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により県内の市町（一部事務組合を含む。）が設置する消防本部、消防署及び消防団
  - エ 水防法（昭和24年法律第193号）第5条第1項の規定により県内の市町が設置する水防団（消防団が兼ねる場合を含む。）
  - オ 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であって、県内で業務を行うもの
  - カ 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関であって、県内で業務を行うもの
- (5) 自主防災組織 県民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

## 【趣旨】

本条は、本条例における用語の定義を行い、用語に関する解釈の統一を図ったものである。

## 【解説】

- 1 「災害対策基本法第2条第1号に規定する災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」のことである。

なお、災害対策基本法第2条第1号中「その他の異常な自然現象」とは、冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等のことである（防災行政研究会編『逐条解説災害対策基本法（第二次改訂版）』（ぎょうせい）、53頁）。

また、災害対策基本法には「台風」が規定されていないが、台風によって暴風、豪雨、高潮等が発生することから、台風による被害も災害に当てはまることとなる。

2-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2)～(10)〔略〕

災害対策基本法第2条第1号中「政令で定める原因」とは、災害対策基本法施行令第1条で、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故と規定されている。

なお、テロ事件によって発生した災害については、「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について」（平成13年9月26日付消防災第152号・消防救第273号・消防特第144号 消防庁防災課長・救急救助課長・特殊災害室長共同通知）において「災害対策基本法の適用が排除されるものではないので留意されたい。」とされており、本条例の「災害」に含まれることになる。

しかしながら、新型インフルエンザ等による被害については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が制定されているため、本条例の「災害」には含まれず、国や地方公共団体が策定する行動計画によって対策が図られることになる。

2-2 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（政令で定める原因）

第1条 災害対策基本法（以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

2-3 「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について」（平成13年9月26日付消防災第152号・消防救第273号・消防特第144号 消防庁防災課長・救急救助課長・特殊災害室長共同通知）（抄）

5 テロ災害発生時の対応

テロ事件に起因する災害又はテロ事件に起因するものと疑われる災害が発生した場合には、現場での情報収集に努め、迅速、的確な情報伝達を行うとともに、災害実態に応じた適切な消防防災活動を行うこと。

また、当該消防本部の消防力のみでは対応が困難と予想される場合には、早期に広域応援等の要請を行い、必要な消防力の確保に努めること。

いずれの場合も警察及び医療機関等関係機関との間における連絡を密にすること。なお、テロ事件による災害についても、災害対策基本法の適用が排除されるものではないので留意されたい。

#### 2-4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（政府行動計画の作成及び公表等）

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2～8 〔略〕

（都道府県行動計画）

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2～9 〔略〕

（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～8 〔略〕

2 「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害」とは、「原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害」のことである。

災害の定義に原子力災害を含めた理由は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、県地域防災計画の見直しがなされ原子力災害対策編がまとめられたように、この事故以降、防災対策において原子力災害への対応を考慮する必要性が高まったことにある。

また、災害対策基本法第2条第1号に規定する「政令で定める原因」として、同法施行令第1条で「放射性物質の大量の放出」が挙げられてはいるが、本条において、災害対策基本法上の災害と原子力災害対策特別措置法上の原子力災害を併記することによって、本条例でも原子力災害への対応の必要性を強調している。

なお、風水害などの通常の自然災害と原子力災害とでは、その性質が大きく異なるため、原子力災害における県民等による防災対策についても、自然災害における防災対策と異なる部分が多数あると思われる。

#### 2-5 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3)～(12)〔略〕

2-6 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2)～(10)〔略〕

2-7 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（政令で定める原因）

第1条 災害対策基本法（以下「法」という。）第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

3 「防災」の定義は、災害対策基本法第2条第2号に規定されている内容と同じである。

2-8 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)〔略〕

(2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3)～(10)〔略〕

4 「減災」とは、災害による被害を最小化することである。

「防災」が災害による被害を出さないことを前提とした考え方であるのに対して、「減災」は、あらかじめ災害による被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする考え方である。そのため、本条では、「減災」が「防災」に含まれるとは整理していない。

ただし、減災のために行う取組については、第3号において、防災のために行う取組と重なる部分が多いことを考慮して、「防災対策」に含まれると整理した。

5 「防災関係機関」とは、第4号アからカまでに規定するものである。

なお、警察機関については、県警本部が県の機関であるため、「防災関係機関」には含まれず、「県」に含まれる。

6 「国の地方行政機関であって、長崎県を管轄区域とするもの」とは、災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関を始めとして、地方の防災行政上重要な役割を有する国の機関のことである。

具体的には、九州管区警察局、九州総合通信局、福岡財務支局、九州厚生局、長崎労働局、九州農政局、九州森林管理局、九州経済産業局、九州産業保安監督部、九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、長崎地方気象台、第七管区海上保安本部、九州地方環境事務所、九州防衛局等である。

2-9 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

(4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(5)～(10) 〔略〕

2-10 災害対策基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関（平成12年12月15日総理府告示第63号）（抄）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第4号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関は、次のとおりとし、平成13年1月6日から施行する。

沖縄総合事務局 管区警察局 総合通信局 沖縄総合通信事務所 財務局 水戸原子力事務所 地方厚生局 都道府県労働局 地方農政局 北海道農政事務所 森林管理局 経済産業局 産業保安監督部 那覇産業保安監督事務所 地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 管区気象台 沖縄気象台 管区海上保安本部 地方環境事務所 地方防衛局

7 「一部事務組合」とは、普通地方公共団体の事務の一部を共同処理する地方自治体の組合のことで、県内の一部事務組合のうち消防本部等の消防機関を設置しているものとしては、島原地域広域市町村圏組合と県央地域広域市町村圏組合の2つがある。

2-11 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3・4 〔略〕

2-12 消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

（消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

- 8 「水防団」とは、洪水、高潮等による災害の発生を防止するための水防活動を行う団体で、水防管理団体が設置するものである。水防管理団体の区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができない場合は、水防団をおかなければならないとされている。

2-13 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 〔略〕

2-14 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第6章 水防計画

第6節 指定水防管理団体

1 水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを、指定水防管理団体といい、長崎県においては次のとおりである。（水防法第4条）

諫早市 大村市 川棚町 島原市 松浦市 長崎市

本県では、消防機関が水防事務を兼ねているため、水防法第5条第2項の規定に基づき水防団の設置義務のある指定水防管理団体である市町も含めて、専任の水防団はなく、全て消防団員が兼任する形となっている。そのため、県内での水防活動は、消防団員が

行っているのが現状である。

なお、全国には平成22年4月1日現在、15道府県に水防団体が98団体あり、専任の水防団員が15,046人所属している。

水防団員数（平成21年4月1日現在） 出典：国土交通省ホームページ

専任水防団員数			消防団員（兼任水防団員）			合計		
指定	非指定	計	指定	非指定	計	指定	非指定	計
0	0	0	7,200	13,712	20,912	7,200	13,712	20,912

「指定」は指定水防管理団体。「非指定」は指定されていない水防管理団体。

水防活動に対する国の支援としては、消防団員が水防活動で出勤した場合の手当等についての補助制度はないが、水防活動の際に使用した水防用の資材に対しては、激甚災害にかかる分について一定額以上使用した場合において、都道府県及び水防管理団体に対する補助制度がある。

また、長崎河川国道事務所が管理する本明川の陸閘や樋門については、日常点検及び水防警報時の操作が諫早市に対して委託され、実際の作業を諫早市の消防団が行っている。その経費については、長崎河川国道事務所から諫早市に委託料が支払われている。

2-15 水防のしおり（平成24年度版 国土交通省）（抄）

第3章 水防活動を支える諸制度

1. 国の補助制度

水防活動の際に使用した水防用の資材費に対する補助は、一年間に一定額以上使用した場合につき、都道府県及び水防管理団体に対し行うことができる。

本補助制度は、昭和27年度より行われてきたが、平成14年度より一般災害分については補助対象外となり、現在は激甚災害にかかる分についてのみ補助の対象となっている。制度の概要は次のとおりである。

補助対象資材

俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石、土砂 以上 17品目

補助対象災害

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により指定された災害（以下「当該激甚災害」という。）で、かつ、次の各号の全てに該当する災害。

- (1) 当該激甚災害に関し、35万円以上の水防資材費を使用した水防管理団体が当該激甚災害に関し、水防資材費を使用した水防管理団体数に対しその割合が10%以上であること。
- (2) 当該激甚災害に関し、使用した水防管理団体当たりの平均水防資材費が17万円以上であり、かつ、35万円以上の水防資材費を使用した水防管理団体当たりの平均水防資材費が85万円であること。
- (3) 当該激甚災害に関し、都道府県及び水防管理団体が使用した水防資材費の総額が8千500万円以上であること。

補助基準額 都道府県 : 190万円を超える部分  
水防管理団体 : 35万円を超える部分

補助率 2 / 3

9 「指定公共機関」とは、独立行政法人や日本銀行などの公共的機関と電気、ガスなどの公益的事業を行う法人で、内閣総理大臣が指定するもののことである。

2-16 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4)〔略〕

(5) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(6)～(10)〔略〕

2-17 災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関（昭和37年8月6日総理府告示第26号）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関は、次のとおりとする。

独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人日本原子力研究開発機構 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人水資源機構 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 独立行政法人原子力安全基盤機構 日本銀行 日本赤十字社 日本放送協会 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 日本郵便株式会社 東京瓦斯株式会社 大阪瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社 日本通運株式会社 北海道電力株式会社 東北電力株式会社 東京電力株式会社 北陸電力株式会社 中部電力株式会社 関西電力株式会社 中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社 沖縄電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社 KDDI株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

下線部は、支店長等が長崎県防災会議の委員となっている機関。

10 「指定地方公共機関」とは、地方独立行政法人や土地改良区などの公共的施設の管理者と電気、ガスなどの公益的事業を行う法人で、知事が指定するもののことである。

具体的には、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県看護協会、西部ガス(株)、長崎県LPガス協会、長崎県バス協会、長崎県トラック協会、島原鉄道(株)、松浦鉄道(株)、九州商船(株)、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎、(株)長崎新聞社が指定されている。

2-18 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5)〔略〕

(6) 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(7)～(10)〔略〕

1.1 「自主防災組織」の定義は、災害対策基本法第2条の2第2号に規定されている内容と同じである。

自主防災組織の組織形態については、自主防災組織が地域住民の自主的な取組によって結成されることを踏まえて、法令等では特に規定されておらず、地域の実情に応じて、町内会や青年団、婦人会等様々な形態で組織されている。

なお、「隣保共同の精神」については、「自主防災組織の手引」（平成23年3月改訂版 消防庁）で「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」とことと説明されている。

2-19 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)〔略〕

(2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(3)～(6)〔略〕

1.2 「災害時要援護者」とは、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等、災害時に自分だけでは身の安全を確保するための行動をとることができず、他の人の援護を要する者のことで、内閣府に設置された「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が平成18年3月に示したガイドラインを参考としている。

本条で規定している「外国人」は、日本語に不慣れな外国人のことで、県内に居住している者だけでなく、旅行者も含まれる。

また、障害者や傷病者に該当しない小中学生については、通常自ら避難等ができるため、災害時要援護者には含まれない。

なお、災害時要援護者に該当する者の呼称については、平成25年6月に改正された災害対策基本法では、高齢者や障害者、乳幼児等を「要配慮者」と規定し、そのうち、災害時に自ら避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保に特に支援を要する者につ

いて、「避難行動要支援者」と規定している。

2-20 災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月 災害時要援護者の避難対策に関する検討会）（抄）

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

2-21 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（施策における防災上の配慮等）

第8条 〔略〕

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

(1)～(14) 〔略〕

(15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

(16)～(19) 〔略〕

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2～4 〔略〕

### 【第3条（基本理念）関係】

（基本理念）

第3条 災害に強い長崎県を実現するための防災対策は、次に掲げる事項を基本として効果的かつ着実に行われるものとする。

(1) 自助（県民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（県民等が地域の安全を守るために互いに助け合うことをいう。）及び公助（県、市町及び防災関係機関が県民等の安全を守ることをいう。）の理念の下に、県民等、防災関係機関、市町、県の適切な役割分担が図られること。

(2) 男女双方の視点、災害時要援護者の支援等が配慮されること。

### 【趣旨】

本条は、第1条（目的）において、「防災対策に関し、基本理念を定め」と規定されているのを受けて、防災対策についての基本理念を定めたものである。

## 【解説】

1 本条の基本理念は、県民、自主防災組織、事業者、市町及び県が第4条から第8条までに定められている役割や責務を果たす上で、基本となる考えである。

第4条（県民の役割）、第5条（自主防災組織の役割）、第6条（事業者の役割）、第7条（市町の役割）及び第8条（県の責務）において県民、自主防災組織、事業者及び市町の役割並びに県の責務に反映されており、県民、自主防災組織、事業者、市町及び県が共通の基本理念に従って一体となって、災害に強い長崎県を実現するための防災対策に取り組むことが規定されている。

2 防災には、県や市町、防災関係機関が実施している対策、つまり「公助」の取組に加えて、県民が自らの安全を守る対策、つまり「自助」の取組、そして、県民や自主防災組織、事業者が、地域において互いに助け合いながら、その安全を守る対策、つまり「共助」の取組が、それぞれ実践されることが重要であり、これら「自助」「共助」「公助」の取組が効果的かつ着実に実施されることによって、この条例の目的である「災害に強い地域社会」が実現されるとの考えから、基本理念の1つとしている。

3 自助・共助・公助の取組に関して、平成25年6月に改正された災害対策基本法に追加された基本理念には、住民一人一人の防災活動と地域における多様な主体による防災活動の促進が規定されている。

### 3-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)〔略〕

(2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(3)～(6)〔略〕

4 政府が作成している防災基本計画や男女共同参画基本計画において、防災における男女共同参画の推進が掲げられていることから、男女双方の視点に配慮することを、基本理念の1つとしている。

### 3-2 防災基本計画（平成24年9月修正 中央防災会議）（抄）

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

・ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2編 地震災害対策編

## 第1章 災害予防

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 2 防災知識の普及，訓練

##### (4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第5節 避難収容及び情報提供活動

#### 2 避難場所

##### (2) 避難場所の運営管理

地方公共団体は，避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

### 第6節 物資の調達，供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，災害時要援護者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

被災地の復旧・復興は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

上記以外にも，第3編 津波災害対策編，第4編 風水害対策編，第6編 雪害対策編，第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

### 3-3 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日）（抄）

#### 第2部 施策の基本方向と具体的施策

##### 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

###### < 基本的考え方 >

また，防災，環境等の分野については，地域に根ざした活動から，全国規模，地球規模の活動まで様々なものがあるが，組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

##### 4 防災における男女共同参画の推進

###### 施策の基本方向

被災時には，増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており，防災（復興）の取組を進めるに当たっては，男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため，男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。

- 5 政府が作成している防災基本計画において，災害時要援護者への配慮が掲げられていることから，これを基本理念の1つとしている。

3-4 防災基本計画（平成24年9月修正 中央防災会議）（抄）

第1編 総則

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- ・ 高齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、災害時要援護者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

【第4条（県民の役割）関係】

（県民の役割）

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、県民の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 県民は、法令や地域防災計画の規定の有無にかかわらず、防災対策の実施について一般的な努力義務がある。また、本条例の狙いが県民自らの防災対策に関する意識の高揚を図ることであるため、努力義務とすることで、県民による自助の取組が抵抗感なく受け入れられることを期待している。

なお、災害対策基本法にも、住民の責務として、生活必需物資の備蓄や防災活動への参加、災害教訓の伝承への寄与が規定されている。

4-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（住民等の責務）

第7条 〔略〕

- 3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

- 2 「基本理念にのっとり」とは、基本理念が、本条例の目的である「災害に強い長崎県の実現」を目指すに当たって基本となる考え方であり、県民等がその役割を果たそうとする際に、防災対策が効率的に実施されるようにするためである。

- 3 「防災に関する意識」とは、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧について積極的に取り組もうとする態度や自覚のことである。

【第5条（自主防災組織の役割）関係】

（自主防災組織の役割）

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 地域住民と協力して、地域における防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、自主防災組織の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、自主防災組織は、共助の取組の一翼を担う存在である。そのため、自主防災組織による防災対策は、災害時ばかりでなく、平常時から、災害時の活動が適切に行われるようあらかじめ準備しておくという観点で行われる必要がある。
- 2 自主防災組織の「災害時に果たす役割」とは、具体的には、平常時から実施する事項としては、防災に関する知識の普及や地域における災害危険箇所の把握、防災訓練の実施などがあり、災害発生時に実施する事項としては、災害情報の正確な把握や伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導などがある。

5-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

1 自主防災組織の役割

(1) 平常時から実施する事項

防災に関する知識の普及

地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解

家庭内の防災に関する話し合い

各地域における避難地、避難路の確認

石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施

家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止

家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策

飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

最寄りの医療救護施設の確認

各地域の災害時要援護者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

災害情報の正確な把握  
飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備  
火災予防措置及び初期消火の実施  
負傷者の応急手当て及び軽傷者の救護  
初期の救出、救助  
適切な避難  
自力による生活手段の確保  
各地域の避難所の開設・運営の支援

【第6条（事業者の役割）関係】

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 避難場所の提供等により、地域住民及び自主防災組織が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を定めたものである。

【解説】

- 1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、事業者は、共助の取組の重要なものの1つである。そのため、事業者による防災対策は、県、市町、防災関係機関及び自主防災組織との連携の下で、事業所及び地域の安全の確保を積極的に図る必要がある。
- 2 「事業者」とは、防災関係機関である電気、ガス、通信、放送などの公益的事業を行う法人だけでなく、広く一般の事業者のことである。
- 3 事業者の「災害時に果たす役割」とは、防災基本計画に記載されているとおり、生命の安全確保や二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生のことであり、具体的には、「防災訓練」や「従業員等の防災教育」などがある。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給等を行う事業者については、上記に加えて、災害対策基本法で、国や地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう、努力義務が課されている。さらに、防災関係機関である事業者についても、災害対策基本法で、国や地方公共団体が行う応急措置に必要な措置を講じることが求め

られている。

6-1 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第6編 雪害対策編、第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

6-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

3 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

防災訓練

従業員等の防災教育

情報の収集、伝達体制の確立

火災その他災害予防対策

避難対策の確立

応急救護等

飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業員等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

6-3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（住民等の責務）

第7条 〔略〕

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 〔略〕

（指定公共機関等の応急措置）

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

4 「避難場所の提供」とは、地域住民が災害時の危険を一時的に回避するために避難する場所（以下「一時避難場所」という。）として、又は災害の影響で帰宅が困難となった者が待機するための場所として、事業者がその所有又は管理する施設を提供することである。

【第7条（市町の役割）関係】

（市町の役割）

第7条 市町は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 当該市町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進すること。

(2) 県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

【趣旨】

本条は、市町の役割を定めたものである。

【解説】

1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、市町は、公助の取組の一翼を担う存在である。防災対策を推進する上で市町の果たす役割は、重要性が高いため、本条だけでなく、第3章（市町の基本的施策）で防災に関する基本的な施策を規定している。

なお、災害対策基本法にも、市町村の責務として、防災計画の作成・実施、消防機関等の整備等が規定されている。

7-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

2 県の条例で市町に努力義務を課すことについては、県と市町が対等な関係であり、一般的には避けるべきであるが、本条例で規定している事項が市町で既に実施されている施策や各種の法令等で既に実施を求められている施策であることから、市町に対する越権行為とはなっていない。

なお、本条例が自助・共助・公助の取組の連携を図ることを示す、いわゆる理念条例であること及び本条例に規定している事項が努力義務として規定され、その多くが既に市町の地域防災計画に規定されていることから、本条例と市町の地域防災計画との整合性は図られている。

【第8条（県の責務）関係】

（県の責務）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進しなければならない。

【趣旨】

本条は、県の責務を定めたものである。

【解説】

1 災害に強い長崎県を実現するには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、県は、公助の取組の一翼を担う存在である。県が行うべき防災対策としては、本条に規定するものだけでなく、第4章（県の基本的な施策）に規定している防災に関する基本的な施策のほか、県地域防災計画に定めている各種対策がある。

なお、災害対策基本法にも、都道府県の責務として、防災計画の作成・実施等が規定

されている。

8-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県の責務）

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

2 河川法では、水防計画に河川管理者（一級河川は国、二級河川は県）の同意を得て水防活動への協力が定められているときは、河川管理者は、水防管理団体（市町）に対して、河川に関する情報の提供や水防訓練への参加等の協力をすることになっている。

8-2 河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（水防管理団体が行う水防への協力）

第22条の2 河川管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第3項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第2条第5項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第2条第1項に規定する水防管理団体をいう。第37条の2において同じ。）が行う水防に協力するものとする。

8-3 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（都道府県の水防計画）

第7条 〔略〕

2 〔略〕

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4～6 〔略〕

## 第2章 県民等による防災対策（第9条 第16条）

本章は、第9条から第16条までの8条から成り、県民等の防災対策として、防災に関する意識の高揚等（第9条）、災害教訓の伝承（第10条）、自主防災組織の活動への参加（第11条）、県民等による物資の備蓄等（第12条）、建築物の倒壊等の防止（第13条）、円滑な避難（第14条）、観光施設等の利用者の安全の確保（第15条）、事業継続計画（第16条）について規定している。

### 【第9条（防災に関する意識の高揚等）関係】

（防災に関する意識の高揚等）

第9条 県民は、防災訓練に参加すること、県、市町又は防災関係機関が提供する災害等に関する情報を活用すること等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 自主防災組織は、定期的に防災訓練等を実施することにより、地域住民に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

3 事業者は、定期的に防災訓練等を実施することにより、従業員に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、第1項で、防災に関する知識の習得及び防災に関する意識の高揚を県民の防災対策として、また、第2項で、地域住民に対する防災に関する知識の普及を自主防災組織の防災対策として、第3項で、従業員に対する防災に関する知識の普及を事業者の防災対策として定めたものである。

### 【解説】

1 「災害等に関する情報」は、災害に関する情報とそれ以外の情報とに分けられる。

災害に関する情報としては、過去に発生した災害の状況、将来発生するおそれがある災害の予測、現に他の地域で発生している災害の状況等がある。

災害に関する情報以外の情報としては、天気予報や台風の進路予測等の気象情報、災害による影響が生じる分野に関する情報、災害応急対策や災害復旧に関する情報等がある。

2 「防災に関する知識」とは、災害に備えて、あらかじめ習得しておくべき防災に関連する情報や認識、技能などのことである。

具体的には、地震や火山噴火の切迫性や被害に関する知識、風水害とそれによる社会的影響に関する知識、気象・地象に関する知識、災害に備えて日頃から家庭で実施しておくべき対策に関する知識などが挙げられる。

## 【第10条（災害教訓の伝承）関係】

（災害教訓の伝承）

第10条 県民は、過去に経験した災害から得られた教訓（以下「災害教訓」という。）を伝承し、今後の防災対策に活かすよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、災害教訓の伝承とその活用を、県民の防災対策として定めたものである。

### 【解説】

- 1 「過去に経験した災害から得られた教訓」とは、行政が作成した報告書等に取り入れられたものだけでなく、災害に関する言い伝えのような民間伝承も含むものである。  
また、他県で発生した災害についても、同じように現在に活かすことのできる災害教訓を多く導き出すことができ、県内で発生した災害から得られた教訓とともに、伝承していくことも重要であろう。
- 2 災害教訓についての民間伝承の例としては、長崎市太田尾町の山川河内(さんぜんこうち)地区で約150年間続けられている「念仏講まんじゅう」がある。  
同地区では、万延元年（1860年）に発生した土砂災害の犠牲者を弔うため、毎月14日に当番から全世帯に饅頭が配られ、災害が語り継がれている。
- 3 「今後の防災対策に活かす」とは、災害教訓を踏まえて、同様の災害が発生した場合に備えて、あらかじめ、避難経路の確認や物資の備蓄、建築物の倒壊等の防止を講ずることである。

## 【第11条（自主防災組織の活動への参加）関係】

（自主防災組織の活動への参加）

第11条 県民は、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、自主防災組織の活動への参加を、県民の防災対策として定めたものである。

### 【解説】

- 1 災害による被害を最小限にするためには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、自主防災組織が共助の取組の一翼を担う存在であることから、県民に対して、自主防災組織の結成とその活動への参加を求めている。

- 2 第2条の解説11に記載しているとおり、自主防災組織の組織形態については、地域の実情に応じて、町内会や青年団、婦人会等様々な形態で組織されている。

【第12条（県民等による物資の備蓄等）関係】

（県民等による物資の備蓄等）

第12条 県民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するよう努めるとともに、災害等に関する情報を収集できる機器を準備するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、初期消火、負傷者の救助等に必要な物資及び資機材を備蓄し、又は整備し、及び点検するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第1項で、物資の備蓄と災害等に関する情報を収集できる機器の準備を県民の防災対策として、また、第2項で、物資及び資機材の備蓄・整備点検を自主防災組織及び事業者の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 「水、食料、医薬品その他の物資」とは、例えば、非常用持出品・非常用備蓄品として準備しておくべきもので、ペットボトルの水、乾パンや缶詰、レトルト食品等の食料、絆創膏や包帯、消毒液、風邪薬、胃腸薬等の医薬品、携帯トイレやトイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等の衛生用品、懐中電灯、毛布、使い捨てカイロ、乾電池等のことである。なお、特に食物アレルギーのある者は、アレルギー物質を含まない食品の備蓄に努めることが重要である。
- 2 「災害等に関する情報を収集できる機器」とは、ラジオやテレビ、携帯電話、インターネット端末などのことである。
- 3 大規模災害が発生した場合には相当な人的・物的被害が生じ、消防隊は、被災した現場全てに出動し対応することが難しくなることが予想される。そこで、自主防災組織や事業者は、あらかじめ、緊急的な対応として消火活動や救援活動を担わざるを得ない事態を想定して、初期消火や負傷者の救助等に必要な物資及び資機材の備蓄、整備点検を行っておくことが重要になってくる。

本来消火活動や救援活動については、消防隊が担うべきであって、一般の県民は避難することを優先すべきである。また、自主防災組織や事業者が災害時に担うべき役割としても、避難の支援が最重要であることは間違いない。

しかしながら、阪神・淡路大震災において、地域住民が協力し合って初期消火を行い延焼を防いだ事例や、救助作業を行った事例が数多くあったと言われており、自主防災組織や事業者の果たす役割は非常に大きい。

4 「負傷者の救助等」とは、主に倒壊した家屋からの救出や応急的な傷の手当等である。

なお、災害救助法には「救助の種類」が定められているが、本条は、災害救助法で定められているもの全てに対応できるよう、自主防災組織や事業者に対して求めているわけではない。

12-1 災害救助法（昭和22法律第118号）（抄）

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2・3 〔略〕

#### 【第13条（建築物の倒壊等の防止）関係】

（建築物の倒壊等の防止）

第13条 県民及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、その所有又は管理する建築物、工作物等について、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるよう努めるとともに、当該建築物等が災害時に倒壊したときは、自己の安全の確保に支障を生じない限度において、二次災害（当該建築物等の倒壊に伴って新たに生ずる火災等をいう。）による被害の発生等を防止するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、その所有又は管理する家財について、災害による転倒等を防ぐ措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第1項で、災害による建築物等の倒壊等を防ぐ措置等を、第2項で、災害による家財の転倒等を防ぐ措置を、それぞれ県民及び事業者の防災対策として定めたものである。

## 【解説】

1 「工作物」とは、人為的な労作を加えることによって土地に固定して設備されたもののことであり、建築基準法上は建築物も工作物に含まれる。

ただし、一般的には、建築物は屋根及び柱若しくは壁を有するもの、工作物は建築物以外の工作物との理解があることから、「建築物」と「工作物」を併記している。

工作物の具体例としては、コンクリートブロック造やレンガ造の門扉、塀、広告塔、看板、煙突、アンテナ、石垣等がある。また、建築物には、屋根・柱・壁だけでなく、窓ガラスや瓦なども含まれる。

このほか、建築物にも工作物にも当たらないものの例としては、立木がある。

### 13-1 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(2)～(35)〔略〕

2 「倒壊等を防ぐ措置」とは、災害による建築物等への被害としては、その倒壊のほかに、転倒、建築物等に附属している設備などの落下があることから、これらを防ぐために改修や補修、修繕を行うことがそれに当たる。

また、不要な工作物を除去することや、コンクリートブロック造の塀を生垣など倒壊しにくいものに転換することも「倒壊等を防ぐ措置」に含まれる。

なお、「倒壊等を防ぐ措置」を建築物等の所有者に対してばかりでなく、その管理者に対しても求めている理由は、建築物等が賃貸借されている場合等であっても、建築物等を直接的・具体的に支配・管理している地位にある者が建築物等の瑕疵の責任を負うべきという考えに基づいているためである。

### 13-2 民法（明治29年法律第89号）（抄）

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 〔略〕

3 建築物の倒壊等の防止に関しては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条に国

民の努力義務が規定されている。これに加えて、同法の規定により、都道府県が定める耐震改修促進計画に記載された耐震不明建築物、地震に対する安全性を緊急に確認する必要のある大規模な既存耐震不適格建築物等については、それらの所有者に耐震診断の義務と耐震改修の努力義務を課しており、また、これら以外の既存耐震不適格建築物については、その所有者に耐震診断と耐震改修の努力義務を課している。

13-3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抄）

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

(1) 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(3)～(5) 〔略〕

4～7 〔略〕

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 〔略〕

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

(1) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域

通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2)〔略〕

4・5〔略〕

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

(1) 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物

同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

(2) その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)

同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

(3) その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画

に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない

(1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

(2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(3) その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2〔略〕

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の

所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
  - (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
  - (3) 第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。
- 4～6 〔略〕

4 「二次災害」とは、一般的には、ある災害が発生した後に、その災害が原因となって発生する別の被害のことで、例えば、豪雨によって地盤が緩んで起きる土砂崩れやそれに伴う救助隊の被災がある。ただし、本条第1項では、「二次災害」を限定的に捉え、建築物等が倒壊した場合に、それに伴って新たに生ずる火災等のことを指すこととした。

なお、二次災害の防止に関しては、防災基本計画では災害時に企業の果たす役割の1つとされている。

13-4 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第5編 火山災害対策編、第6編 雪害対策編、第15編 その他の災害に共通する対策編に同様の記載がなされている。

5 空き家や老朽化し危険となった家屋の管理については、県が本条の規定に基づいて所有者等に改善を指導勧告することはないが、建築基準法の規定に基づき、特定行政庁が保安上危険な建築物等に対する措置（除却、移転、改築等の勧告）を講ずることとなる。

13-5 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

るによる。

(1)～(34)〔略〕

(35)特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 〔略〕

- 6 「転倒等を防ぐ措置」とは、例えば、タンスや食器棚などの家具や冷蔵庫、テレビなどの家電製品に対して、転倒防止のための器具を取り付けることや、開き戸タイプの家具に対して、開き戸のストッパーを取り付けることなどがある。

## 【第14条（円滑な避難）関係】

### （円滑な避難）

- 第14条 県民は、災害に備えて、あらかじめ、自ら災害等に関する情報を収集するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自主的に避難するよう努めるものとする。
- 2 県民は、避難のための立退きの勧告等があったときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者、旅行者等の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民の安全を確保するため、地域住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有又は管理する施設の利用者、従業員及び周辺地域の住民（以下この項において「施設利用者等」という。）の安全を確保するため、施設利用者等に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、第1項で、県民の防災対策として、災害等に関する情報の収集と災害時の自主避難を定め、第2項で、県民の防災対策として、避難勧告への応答及びその際の災害時要援護者等への配慮を定め、第3項で、自主防災組織の防災対策として、地域住民への災害等に関する情報の伝達、避難誘導及びその際の災害時要援護者への配慮を定め、第4項で、事業者の防災対策として、施設利用者等への災害等に関する情報の伝達、避難誘導等を定めたものである。

### 【解説】

- 1 「災害等に関する情報」については、第9条の解説1参照のこと。
- 2 「避難のための立退きの勧告等」とは、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法の規定に基づく市町村長による避難勧告のほか、知事が市町村長に代わって行う避難勧告や警察官による避難の指示、水防管理者による避難の指示のことである。

#### 14-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

##### （市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4・5 〔略〕

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7・8 〔略〕

（警察官等の避難の指示）

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3・4 〔略〕

#### 14-2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（抄）

（市町村長の避難の指示等）

第27条の2 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。

3 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4・5 〔略〕

（警察官等の避難の指示）

第27条の3 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長による避難のための立退き若しくは屋内への退避若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避を指示する場合について準用する。

3・4 [略]

14-3 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（立退きの指示）

第29条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

14-4 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（抄）

（避難の際における警察官の警告、指示等）

第25条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

2 災害時要援護者や旅行者は、避難勧告等が出されたとしても、避難に介助が必要であったり、地理に不案内であるなどの理由で、円滑な避難が1人ではできないことが多い。そのため、県民は、避難勧告等に応じて避難する場合には、自らの周辺の災害時要援護者や旅行者の避難を手助けすることが求められる。

また、観光県である長崎県にとって、旅行者に無事に帰宅してもらうことが最低限のおもてなしであり、行政や観光関係者だけでなく、一般の県民も総おもてなし運動の一環として、旅行者への配慮が期待される。

なお、避難勧告等が出される事態ということは、災害が発生し、又は発生するおそれがある逼迫した状況であるため、自らの身の危険を顧みずに災害時要援護者等の避難を手助けすることまでは求めていない。

3 第3項では、県民が避難勧告に応じて避難する際に旅行者に配慮するよう求められているのに対して、自主防災組織にはその配慮を求めていない。普段から顔を合わせている地域や近隣の住民が集まって互いに協力しながら防災対策に取り組むという自主防災組織の趣旨を踏まえ、自主防災組織にとって、旅行者の把握は難しく、地域の災害時要援護者の避難だけでなく、旅行者の避難にまで配慮することは荷が重いためである。

ただし、自主防災組織が旅行者への配慮を求められていないことをもって、自主防災組織の構成員が旅行者への配慮を全くしなくてもよいということではなく、一県民として、旅行者への配慮が期待されているのは言うまでもない。

- 4 第4項では、事業者に対して、「地域貢献・地域との共生」が事業者が災害時に果たす役割であることを踏まえ、その所有又は管理する施設の利用者や従業員だけでなく、周辺地域の住民へも災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう規定している。

14-5 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）  
第2編 地震災害対策編  
第1章 災害予防  
第3節 国民の防災活動の促進  
3 国民の防災活動の環境整備  
(3) 企業防災の促進  
企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第6編 雪害対策編、第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

- 5 災害等に関する情報の提供や避難の誘導以外に自主防災組織や事業者に期待されるものとしては、消防機関等と連携した救助活動、炊き出しなど帰宅困難者への支援が考えられる。

#### 【第15条（観光施設等の利用者の安全の確保）関係】

（観光施設等の利用者の安全の確保）

第15条 観光施設、宿泊施設（農林漁村体験民宿業の施設を含む。）その他観光に関する施設を所有又は管理する者は、当該施設の利用者に対して、災害に備えて、あらかじめ、避難場所及び避難経路を教示するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害等に関する情報の提供、避難場所への誘導等を行うよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、観光施設等の利用者の安全の確保を観光施設等の所有者又は管理者の防災対策として定めたものである。

#### 【解説】

- 1 「観光施設」とは、観光客の誘致を事業の大きな柱としている施設のことで、観光施設財団抵当法では、「観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、鑑賞又は運動のための施設」と定義されている。同法に規定されている

施設以外にも、神社仏閣、教会、伝統的建造物等の文化財、テーマパーク、博物館、美術館、海水浴場、観光客をターゲットにしたレストラン等が含まれる。

15-1 観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号）（抄）

（定義）

第2条 この法律で「観光施設」とは、観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であつて政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設）をいう。

15-2 観光施設財団抵当法第2条の観光施設を定める政令（昭和43年政令第322号）（抄）

観光施設財団抵当法第2条の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 遊園地
- (2) 動物園
- (3) 水族館
- (4) 植物園その他の園地
- (5) 展望施設（索道が設けられているものに限る。）
- (6) スキー場（索道が設けられているものに限る。）
- (7) アイススケート場（冷凍設備が設けられているものに限る。）
- (8) 水泳場（水質浄化設備が設けられているものに限る。）

2 「農林漁村体験民宿業の施設」とは、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の体験型・滞在型観光を行う自宅建物等を利用した体験民宿のことである。

15-3 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）（抄）

（定義）

第2条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

3 「避難場所」とは、市町が指定している一時避難場所又は広域避難場所（災害によって一時避難場所が危険となった場合に避難する場所）のことである。

なお、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、市町村長による指定緊急避難場所の指定が追加されている。

15-4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

災害対策基本法第49条の9の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により追加されたもので、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲で施行される。

- 4 「避難場所及び避難経路を教示する」とは、例えば、避難場所や避難経路を表示した案内板や、災害時の避難についてのパンフレット等（外国語対応版も含む。）の配付のことである。
- 5 観光施設等の利用者の安全の確保に関しては、長崎県地域防災計画においても、避難誘導方法の確立と従業員等の教育を行うとともに、市町や観光関係団体、観光施設等の所有者等が連携して、被災した旅行者の支援の仕組みについて検討するよう求めている。

15-5 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

3 事業所等の自主防災活動

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

【第16条（事業継続計画）関係】

（事業継続計画）

第16条 事業者は、あらかじめ、大規模災害時における経営上中核となる事業の中断を防止するため及び中断した事業をできる限り早期に再開するために必要な事項を定めた計画を策定するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業継続計画を事業者の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 災害が発生することの多い我が国では、近年、行政だけでなく、事業者に対しても災害に強い体制作りが求められており、また、事業者の活動停止が周囲に及ぼす悪影響も指摘されているため、事業者が災害時の限られた経営資源で事業を遂行するという社会

的使命を果たすための事業継続計画が必要となってきた。本条は、事業継続計画の策定を後押しするものとして設けられている。

16-1 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第6編 雪害対策編、第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

16-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

3 事業所等の自主防災活動

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

2 「経営上中核となる事業」とは、事業者が継続して存続するために経営上最優先すべき事業のことである。

事業者は、災害の影響によって事業が停止してしまう期間や災害時の限られた経営資源に基づいた対応能力を踏まえて、人命に関わる事業、利益の大きい事業、生産量が大きい事業、供給先に大きな影響が出る事業等を経営上中核となる事業として独自に決定することとなる。

3 事業継続計画の策定については、「事業継続計画ガイドライン第二版 わが国企業の減災と災害対応の向上のために」（平成21年11月、事業継続計画策定促進方策に関する検討会（内閣府防災担当））及び「中小企業BCP（事業継続計画）ガイド 緊急事態を生き抜くために」（平成20年3月、中小企業庁）を活用するとよい。

### 第3章 市町の基本的な施策（第17条 第23条）

本章は、第17条から第23条までの7条から成り、市町の基本的な施策として、市町による災害等に関する情報の収集等（第17条）、自主防災組織の育成（第18条）、消防団の充実強化（第19条）、市町による物資の備蓄（第20条）、避難計画の策定等（第21条）、医療救護体制の整備（第22条）、市町の業務継続計画（第23条）について規定している。

#### 【第17条（市町による災害等に関する情報の収集等）関係】

（市町による災害等に関する情報の収集等）

第17条 市町は、災害等に関する情報を災害時に住民に対して的確に提供することができるよう、災害等に関する情報の収集及び提供を行うために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 市町は、災害に備えて、あらかじめ、ハザードマップ（災害により住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると想定される区域、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を記載した地図をいう。）を作成するよう努めるとともに、その内容を住民に周知するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第1項で、災害等に関する情報の収集・提供を行うために必要な体制の整備を、第2項で、ハザードマップの作成及びその周知を、それぞれ市町の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

1 災害等に関する情報の収集及び提供に関しては、災害対策基本法で、国や地方公共団体、防災関係機関に努力義務が課されているため、改めて本条例においても、市町の基本的な施策の1つとして定めている。

17-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（情報の収集及び伝達等）

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

2 「必要な体制」とは、情報収集については、被害状況の調査体制や被害調査の際に用

いる住民登録等各種台帳の整備体制などがあり、また、情報提供については、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用体制、災害広報の体制などがある。

- 3 ハザードマップの作成とその周知に関しては、水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律においても、市町村長が警戒区域や避難場所、避難経路を住民に周知するための印刷物の配布等を行うよう定めていることから、本条例においても、市町の基本的な施策の1つとして定めている

また、平成25年6月に改正された災害対策基本法においても、市町村長に「居住者等に対する周知のための措置」が追加されている。

17-2 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第3号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1) 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

2 〔略〕

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域 同法第7条第3項に規定する事項

(2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

17-3 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）（抄）

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるための必要な措置）

第4条 法第15条第3項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第15条第1項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域 同法第7条第3項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

17-4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（抄）

（土砂災害警戒区域）

第6条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 〔略〕

（警戒避難体制の整備等）

第7条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長。以下同じ。）は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による市町村地域防災計画をいう。）において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

2 〔略〕

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第1項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

17-5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）（抄）

（土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第5条 法第7条第3項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第7条第3項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。

17-6 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（抄）

（津波災害警戒区域）

第53条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 〔略〕

（住民等に対する周知のための措置）

第55条 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

17-7 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成23年国土交通省令第99号）（抄）

（津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第30条 法第55条（法第69条において準用する場合を含む。）の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第55条に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

(2) 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

17-8 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（居住者等に対する周知のための措置）

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

災害対策基本法第49条の9の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により追加されたもので、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲で施行される。

4 ハザードマップは、具体的に災害による被害が想定される区域や避難場所、避難経路等が図示されているため、住民の避難や二次災害による被害の低減などに大きく役立っている。防災基本計画でも、ハザードマップを情報提供の重要な手段として捉えて、その作成や活用について規定している。

17-9 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第4編 風水害災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

2 防災知識の普及，訓練

(1) 防災知識の普及

地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
- ・ 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として，図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。
- ・ 高潮による危険箇所や，避難場所，避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。

上記以外にも、第2編 地震災害対策編、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第5編 火山災害対策編、第6編 雪害対策編にハザードマップについての記載がある。

5 ハザードマップには、洪水や内水、高潮、津波、土砂災害、火山などがあり、県内市町が作成しているハザードマップの例としては、下記のようなものがある。

- ・ 「中島川洪水情報マップ」（長崎市）
- ・ 「相浦川洪水ハザードマップ」（佐世保市）
- ・ 「本明川洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」（諫早市）
- ・ 「志佐川洪水ハザードマップ」（松浦市）
- ・ 「佐々川洪水・内水ハザードマップ」（佐々町）
- ・ 「東彼杵町防災マップ（洪水・土砂災害ハザードマップ）」（東彼杵町）
- ・ 「川棚川洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（川棚町、波佐見町）

【第18条（自主防災組織の育成）関係】

（自主防災組織の育成）

第18条 市町は、自主防災組織の結成を促進し、その活動に対する支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自主防災組織の育成を市町の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 自主防災組織については、災害対策基本法で市町村長にその充実を図るよう義務付けられているため、改めて本条例においても、市町の基本的な施策の1つとして定めている。

18-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村の責務）

第5条 〔略〕

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 〔略〕

- 2 自主防災組織に対する支援としては、例えば、財団法人自治総合センターの制度を活用して、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な設備の整備に関する事業に対して、助成金が交付されている。助成対象となる設備としては、携帯用無線機やメガホンなど情報連絡用の機材、はしごや担架など救出救助用の機材等がある。

【第19条（消防団の充実強化）関係】

（消防団の充実強化）

第19条 市町は、防災対策の推進を図るため、消防団の充実強化に努めるものとする。

- 2 市町は、消防団の充実強化に当たっては、消防団が水防活動に従事する場合があることに配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、消防団の充実強化を市町の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 人口減少や高齢化、就業構造の変化などの社会環境の変化に伴って、消防団員数は、全国的に減少傾向にあり、長崎県においても過去10年で約2千人減少している。また、充足率も約8割にとどまっている。このような状況から、消防団の充実強化がこれまで以上に求められており、本条例に規定することによって、市町の取組を後押ししようとするものである。

なお、消防団の充実強化に関しては、災害対策基本法で市町村長に消防機関の整備の努力義務が課されている。

19-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第3節 消防団の育成・強化

1 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2 消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

平成23年度版消防防災年報（平成24年3月 長崎県危機管理監）を基に作成

消防団員数の推移	消防団員数
平成14年	22,733
平成15年	22,530
平成16年	22,350
平成17年	22,203
平成18年	21,763
平成19年	21,455
平成20年	21,132
平成21年	20,931
平成22年	20,854
平成23年	20,711

消防力の 充足状況	市町村消防施設整備計画実態調査 (平成21年4月1日現在)			現況調査 (平成23年4月1日現在)	
	基準数	現有数	充足率	現有数	充足率
	A	B	B / A	C	C / A
消防団	25,821名	20,927名	81.0%	20,711名	80.2%

19-2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村の責務）

第5条 〔略〕

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 〔略〕

- 2 消防団の日頃の活動を見ると、火災への対応が大きな割合を占めており、訓練や資機材の整備等も火災に対応するためのものが中心にならざるを得ないと思われる。しかしながら、消防団の任務には、水火災又は地震等の災害を防除することも含まれていること、県内の消防団が水防団を兼ねていることを考慮して、本条では、消防団の充実強化を図る際には、火災への対応だけでなく、水防活動にも従事することがある点を配慮するよう規定している。

19-3 消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

【第20条（市町による物資の備蓄）関係】

（市町による物資の備蓄）

第20条 市町は、災害応急対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、物資の備蓄を市町の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 物資の備蓄については、市町村地域防災計画において定めることとなっており、本条例においても、物資の備蓄を市町の基本的な施策の1つとして規定している。

20-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村地域防災計画）

第42条 〔略〕

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7 [略]

災害対策基本法第42条の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により新第3項が追加されて7項立てとなっている。改正部分の施行は、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲でなされる。

- 2 「必要な物資」とは、食糧、衣料品等の生活必需品や消火薬剤、材木、セメント、水道管等の災害応急対策に必要な資材等のことである。
- 3 備蓄の形態は、現物備蓄に限られない。市町の実情に応じて、その市町内の施設における現物備蓄に加えて、流通備蓄（事業者と協定を締結し災害時に必要な物資を要請に応じて可能な範囲で速やかに供給してもらう方法）も可能である。

#### 【第21条（避難計画の策定等）関係】

（避難計画の策定等）

第21条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等について定めた避難計画を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町は、前項の避難計画の策定に当たっては、福祉避難所（通常の避難所においては生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための設備等を整えた避難所をいう。）を指定するよう努めるものとする。
- 3 市町は、避難場所への誘導のための標識の設置その他円滑な避難に資するための措置を行うよう努めるものとする。
- 4 市町は、避難所の運営における女性の参画を促進し、避難所の運営が男女双方の意向に配慮したものとなるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、第1項で、避難計画の策定を、第2項で、福祉避難所の指定を、第3項で、避難場所への誘導標識の設置等を、第4項で、避難所運営への女性の参画を、それぞれ市町の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

- 1 避難計画の策定については、市町村地域防災計画において定めることとなっており、本条例においても、避難計画の策定を市町の基本的な施策の1つとして規定している。  
避難計画に定める内容としては、避難勧告・避難指示の基準の設定、伝達方法、避難方法、避難所の開設等がある。

21-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村地域防災計画）

第42条 〔略〕

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 〔略〕

3～6 〔略〕

21-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第10章 救助計画

第2節 避難計画

4 避難所の設置

(1) 設置場所の設定

市町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、市町防災計画に定めておくと共に関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難所は、公、私立の学校、公会堂、公民館、神社社務所、寺院本堂、旅館、工場、倉庫等の、既存の建物を応急的に整備して使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、災害時要援護者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難場所が使用できないとき、又は災害が激甚で当該市町内に避難所を設置することが困難なときは、当該市町長は、知事又は隣接市町長と協議し避難所の設定又は被害者の収容について所要の処置を講ずる。

ウ 〔略〕

(2) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(3) 避難の事前準備と留意事項 〔略〕

2 「避難場所」については、第15条の解説3参照のこと。

3 「避難所」とは、災害対策基本法第86条の2第1項第1号に規定する避難所のこと、災害によって自宅から避難して生活せざるを得なくなった者が一定期間過ごす施設のことである。

20-3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所等に関する特例）

第86条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る次に掲げる施設（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする

る。

(1) 避難所（避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）

(2) 〔略〕

## 2・3 〔略〕

災害対策基本法に規定する「避難所」の定義は、同法第86条の2の改正が災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第2号の規定に基づき、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲で施行されるため、その後は、同法に基づき新設される災害対策基本法第49条の7に規定されることになる。

4 福祉避難所の指定については、県地域防災計画にも記述されており、本条例によって取組がさらに進むことを期待している。

指定に当たっては、福祉避難所で受け入れることとなる災害時要援護者の状況を把握し、施設の安全性やバリアフリー化の状況などを検討することとなる。

なお、災害時要援護者への支援については、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、市町村長による避難行動要支援者名簿の作成の義務等が追加されている。

### 21-4 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

#### 第3編 災害応急対策計画

#### 第10章 救助計画

#### 第2節 避難計画

#### 5 福祉避難所の指定等

- (1) 市町長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい災害時要援護者のための福祉避難所の予定施設を予め指定する。
- (2) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した災害時要援護者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (3) 市町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (4) 市町は、一般の避難所に避難した該当する要援護者を速やかに把握し、福祉避難所に移送するものとする。

### 21-5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 [略]

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

災害対策基本法第49条の10から第49条の12までの規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)により追加されたもので、同法の公布日(平成25年6月21日)から1年以内の範囲で施行される。

5 第4項では、避難所の運営に女性の参画を促すよう規定している。

平成17年から国の防災基本計画や男女共同参画基本計画に、防災・復興の分野への男女共同参画が盛り込まれていたが、内閣府男女共同参画局の資料「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について～東日本大震災での被災者支援～」によれば、平常時における防災の検討や避難所運営等での意思決定に女性が参画していない事例や、震災によって性別による固定的な役割分担が強まった事例が見られたとのことである。

女性の参画については、県地域防災計画に記載はあるものの、本条例でも規定することによって、改めて男女双方の視点を考慮した防災対策が必要であることを確認し、万一災害が発生した場合に性別による固定的な役割分担が生じないようにしようとするものである。

なお、東日本大震災復興基本法第3条の規定に基づいて策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」では、基本的考え方の( )で「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」と規定された。

21-6 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月22日）（抄）

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。

21-7 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第3章 地震災害応急対策

第9節 避難活動

5 避難所の設置

避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。

運営方針の決定に女性の参画を促進し、男女両性のニーズを的確に反映した運営を行う。

21-8 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）（抄）

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

21-9 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部）（抄）

1 基本的考え方

( )男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

## 【第22条（医療救護体制の整備）関係】

（医療救護体制の整備）

第22条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、災害時の医療救護活動（心のケアを含む。）に関する体制（以下「医療救護体制」という。）の整備を図るよう努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、医療救護体制の整備を市町の基本的な施策として定めたものである。

## 【解説】

- 1 「災害時の医療救護活動」とは、災害により医療機関が壊滅又は混乱して住民が医療や助産の方途を失った場合において、医療機関が整備・復旧されるまでの間、適切な医療や助産を応急的に行うことであり、また、多数の死傷者が発生した場合において、救急医療等の応急対策を行うことである。

22-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）  
第3編 災害応急対策計画  
第11章 保健衛生計画  
第1節 医療助産計画  
第17章 救急医療対策計画

- 2 長崎県医療計画では、各市町に対して、医療救護体制の整備として各郡市の医師会との間で「災害時の救護に関する協定」を締結することを求めている。

22-2 長崎県医療計画（平成25年3月）（抄）  
第2章 医療提供体制の構築  
第2節 5疾病・5事業及び在宅医療にかかる医療提供体制  
10 災害医療  
(1) 大規模災害医療  
**現状と課題**

災害時における初期医療は、被災市町が設置する医療救護所が担いますが、医療救護所における医療従事者（医師、看護師等）の確保のため、各市町においては、各郡市医師会との間で「災害時の救護に関する協定」を締結する必要があります。

- 3 「心のケア」とは、被災者に対する精神保健活動のことで、主な活動として、被災後の心理的反応に関する情報提供と教育、助言・指導、トラウマ反応等のある人たちのアセスメントとケア、通院中断した精神障害者のケア、被災後に存在が明らかとなった未治療精神障害者のアセスメントとケアの4つが挙げられる。

22-3 長崎県災害時こころのケア活動マニュアル2011（2011年9月）（抄）  
1. 災害時こころのケア活動の概要  
2. 主要業務

災害時こころのケア活動における主要業務は、以下に示した4つであり、精神科医や保健師などの精神保健の専門家の助言の元、地元の保健・医療機関が協働して実践するか、精神科医を含む精神保健の専門家で構成される医療・保健チームである「こころのケアチーム」を派遣して実践される。4つの業務は、被災直後の急性期から中期・長期のいずれの時期においても実施されるべきものであるが、その時期によって、その優先順位や活動の比重が異なってくる。

(a) 被災後の心理的反応に関する情報提供と教育、助言・指導  
(b) トラウマ反応等のある人たちのアセスメントとケア  
(c) 通院中断した精神障害者のケア  
(d) 被災後、存在が明らかとなった未治療精神障害者のアセスメントとケア

4 本条においては口腔ケアについて明記していないが、歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき策定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、「災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発生等の二次的な健康被害を予防することが重要である。」と記載されており、医療救護体制の整備に当たって、口腔ケアに関する体制についても整備を図っていくことが求められている。

22-4 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）（抄）

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第12条 厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2～4 〔略〕

22-5 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成24年厚生労働省告示第438号）（抄）

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

一・二 〔略〕

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、地域保健担当者、学校保健担当者、介護職員等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

〔中略〕

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

#### 【第23条（市町の業務継続計画）関係】

（市町の業務継続計画）

第23条 市町は、あらかじめ、大規模災害時の限られた人員、物資等を基に、災害応急対策に係る業務及び優先度が高い通常業務を災害が発生した直後から適切に実施できるようにするために必要な事項を定めた計画を策定するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、業務継続計画の策定を市町の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

1 市町は、大規模災害が発生した場合においても、災害応急対策、災害復旧及び復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方で、継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

また、過去の災害では庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、大規模災害時においても業務を適切に継続できる体制をあらかじめ整備しておくことが重要となっている。

そこで、本条では、この業務継続のための体制づくりの方法として、業務継続計画の策定に努めるよう規定している。

なお、策定に当たっては、内閣府（防災担当）から示されている「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月）」が参考となる。

23-1 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，業務継続計画の策定等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

- 2 「優先度が高い通常業務」とは、災害が発生し人員や物資が限られた状況にあっても継続又はできるだけ早期に再開すべき通常の業務のことである。災害応急対策に係る業務と併せて「非常時優先業務」と呼ばれる。

## 第4章 県の基本的な施策（第24条 第38条）

本章は、第24条から第38条までの15条から成り、県の基本的な施策として、防災教育等の機会の確保等（第24条）、災害教訓の伝承に対する支援（第25条）、県による物資の備蓄等（第26条）、事業者との協定（第27条）、防災に関する施設等の整備（第28条）、孤立地区対策の推進（第29条）、県による災害等に関する情報の収集等（第30条）、災害時要援護者への支援（第31条）、旅行者の安全の確保（第32条）、防災ボランティアへの支援等（第33条）、広域的な医療救護体制の整備等（第34条）、公衆衛生の確保（第35条）、県の業務継続計画（第36条）、災害復旧及び復興の推進（第37条）、県民等の意見の反映（第38条）について規定している。

### 【第24条（防災教育等の機会の確保等）関係】

（防災教育等の機会の確保等）

第24条 県は、県民等が行う防災対策が円滑に行われるよう、市町及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 県民等に対する防災教育、防災訓練等の機会を確保すること。この場合において、幼児又は児童生徒に対する防災教育、防災訓練等については、その発育段階に応じたものとなるよう留意すること。
- (2) 防災推進員（自主防災組織、事業所等による防災対策において中心的役割を担う者をいう。）その他防災対策の推進に資する人材を育成すること。

### 【趣旨】

本条は、第1号で、県民等に対する防災教育・防災訓練等の機会の確保を、第2号で、防災推進員その他の人材の育成を、それぞれ県の基本的な施策として定めたものである。

### 【解説】

- 1 防災教育については、災害対策基本法で地方公共団体に努力義務が課されているため、改めて本条例においても、県の基本的な施策の1つとして定めている。

24-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（防災に関する組織の整備義務）

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 〔略〕

（防災教育の実施）

第47条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければな

らない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

- 1 「県民等に対する防災教育」とは、例えば、小中学校や幼稚園、保育園などにおいて防災に関する授業を実施することや、地域ごと又は事業所ごとに防災に関する研修会を実施することが挙げられる。

その実施方法については、県が直接防災教育の場を設定するものだけでなく、学校や自主防災組織、事業者などが自主的に防災教育の場を設定できるよう、県が環境整備をすることも含まれる。

- 2 幼児や児童生徒に対する防災教育、防災訓練等について、「その発育段階に応じたものとするよう留意する」とした趣旨としては、避難訓練や各種の教材を用いた授業が各段階でそれぞれ行われているが、その発育段階に応じたものでなければ、幼児や児童生徒が防災に関する知識を確実に習得することができないため、確認的に規定しているものである。

なお、この規定は、県の留意事項であるが、市町や防災関係機関だけでなく、地域や家庭における防災教育においても、この点に留意することが期待される。

24-2 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議第二次報告（平成8年9月2日・文部省）（抄）

防災教育の充実のための指針

- 2 各学校における防災教育に関する指導の在り方

(2) 防災教育の重点

各学校において、児童等の発達段階などに応じて、各教科、道徳、特別活動のそれぞれに応じた指導を行うとともに、それらの関連を図り、児童等一人一人の災害に適切に対応する能力が確実に身に付けられるように配慮する必要がある。

【幼稚園】

幼稚園では、日ごろから様々な機会をとらえて、安全に関する理解を深めるよう指導し、災害時には教員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、火災など危険な状態を発見したときには教員や保護者など近くの人に速やかに伝えることができるようにする。

【小学校】

小学校の低学年では、災害が発生したときに、教員や保護者など近くの人に指示に従うなどして適切な行動ができるようにする。

中学年では、災害のときに起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。

高学年では、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。

【中学校】

中学校では、小学校での理解をさらに深め、応急処置の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにするとともに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深める。

【高等学校】

高等学校では、自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献しようとする態度や応急処置の技能等を身に付け、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも積極的に参加できるようにすることが求められる。

- 3 「防災推進員」とは、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における防災活動等の中心的役割を担う人材として、自主防災組織のリーダーや災害ボランティア、企業の防災責任者などを対象に、防災に関する知識・技術についての講習を修了した者のことである。

この講習は、県が開催しており、修了者には知事名の修了証が授与され、防災士（NPO法人日本防災士機構の資格）の受験資格が得られる。

- 4 「その他防災対策の推進に資する人材」とは、例えば、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士が挙げられる。

被災建築物応急危険度判定士とは、応急危険度判定（大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定すること。）が、被災建築物の件数や被災地域の広さの問題から、行政だけでは対応できない場合に、ボランティアとして協力する民間の建築士等のことである。都道府県が養成・登録を行っており、長崎県でも、土木部建築課が講習会を開催している。

被災宅地危険度判定士とは、大地震や大雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、その宅地の二次災害の危険度を判定する土木や建築等の技術者のことである。都道府県等が養成・登録を行っており、長崎県でも、土木部建築課で登録を受け付けている。

#### 【第25条（災害教訓の伝承に対する支援）関係】

（災害教訓の伝承に対する支援）

第25条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、災害教訓の伝承の重要性について普及啓発を行い、県民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、災害教訓の伝承に対する支援を県の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

- 1 災害教訓の伝承の取組に対する支援としては、具体的には、資料の展示会やシンポジウムの開催などによる普及啓発事業、災害教訓の取りまとめ作業などがある。
- 2 長崎県内で多くの犠牲者を出した災害として、昭和32年7月に発生した諫早大水害や

昭和57年7月に発生した長崎大水害、平成3年から平成7年までの雲仙普賢岳噴火災害がある。そのうち、長崎大水害及び雲仙普賢岳噴火災害については、中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会」が平成17年3月と平成19年3月にそれぞれ報告書をまとめている。

その報告書には、長崎大水害については、防災行政無線の導入が必要であること、自主防災組織の結成を進めるべきであること、冠水が始まったら自動車での外出は避ける等の教訓が示されている。雲仙普賢岳噴火災害については、マスコミ等取材者の安全確保や災害報道のあり方を検討すべきであること、避難所生活では避難前のコミュニティを考慮すること等の教訓が示されている。

#### 【第26条（県による物資の備蓄等）関係】

（県による物資の備蓄等）

第26条 県は、災害応急対策に必要な物資の備蓄を行うものとする。

2 県は、被災市町からの要請があったときは、県の備蓄品を提供するとともに、当該市町が必要とする物資の調達を行うよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、物資の備蓄等を県の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

1 物資の備蓄については、都道府県地域防災計画において定めることとなっており、本条例においても、物資の備蓄を県の基本的な施策の1つとして規定している。

26-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県地域防災計画）

第40条 〔略〕

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～5 〔略〕

2 「必要な物資」については、第20条の解説2参照のこと。

3 大規模かつ広域にわたる災害では、物資の調達が困難になることが想定されるため、備蓄の形態は、現物備蓄と流通備蓄（事業者と協定を締結し災害時に必要な物資を要請

に応じて可能な範囲で速やかに供給してもらう方法)それぞれの特性を考慮する必要がある。

## 【第27条(事業者との協定)関係】

### (事業者との協定)

第27条 県は、災害時の避難場所の提供、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送等が的確かつ迅速に行われるよう、事業者との協定の締結に努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、事業者との協定を県の基本的な施策として定めたものである。

## 【解説】

- 1 本条における「避難場所」とは、帰宅困難者等を支援するために事業者が提供する店舗等のことである。
- 2 県地域防災計画では、避難所の設置について、市町防災計画に定めておくものとされているが、本条に規定する「避難場所」が、「避難所」、つまり災害で自宅を失った者や現に被害を受けるおそれがある者等を収容するために応急的に使用する学校や公民館等のことではないため、県と事業者が避難場所に関する協定を結ぶことは、県が市町の権限を超えて「避難所」を設置することには当たらず、避難所を補完するものとして有効な手段となるものである。

27-1 長崎県地域防災計画・基本計画編(平成24年6月修正)(抄)

第3編 災害応急対策計画

第10章 救助計画

第2節 避難計画

4 避難場所の設置

(1) 設置場所の設定

市町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、市町防災計画に定めておくと共に関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難所は、公、私立の学校、公会堂、公民館、神社社務所、寺院本堂、旅館、工場、倉庫等の、既存の建物を応急的に整備して使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、災害時要援護者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難場所が使用できないとき、又は災害が激甚で当該市町内に避難所を設置することが困難なときは、当該市町長は、知事又は隣接市町長と協議し避難所の設定又は被害者の収容について所要の処置を講ずる。

(2) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

27-2 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第3章 地震災害応急対策

第9節 避難活動

7 帰宅困難者対策

県及び市町は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

27-3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県地域防災計画）

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 〔略〕

3～5 〔略〕

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 〔略〕

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 〔略〕

3～7 〔略〕

災害対策基本法第42条の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により新第3項が追加されて7項立てとなっている。改正部分の施行は、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲でなされる。

3 現在県が締結している事業者との協定の例として、下記のものがある。

- ・災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定（長崎県生活協同組合連合会）
- ・災害時における物資の供給に関する協定書

（マックスバリュ九州㈱、イオン九州㈱、㈱イズミほか）

- ・災害時における物資の保管等に関する協定書(長崎県倉庫協会、長崎県冷蔵倉庫協会)
  - ・災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書  
(株)ココストア、(株)セブン・イレブン・ジャパンほか)
  - ・災害時の医療救護に関する協定(長崎県医師会)
  - ・災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定書(長崎県トラック協会)
  - ・大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書  
(長崎県建設業協会各支部、長崎県港湾漁港建設業協会ほか)
- ほか

4 事業者との協定に関しては、災害対策基本法で、国や地方公共団体、防災関係機関に対して、災害応急対策や災害復旧に必要な物資を供給する事業者等の協力を得るために、協定の締結等必要な措置を講ずるよう規定している。

27-4 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)  
(防災に関する組織の整備義務)

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 [略]

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**【第28条(防災に関する施設等の整備)関係】**

(防災に関する施設等の整備)

第28条 県は、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、その管理する道路、河川、港湾、漁港、学校その他の施設について、計画的に整備するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、防災に関する施設等の整備を県の基本的な施策として定めたものである。

**【解説】**

1 道路、港湾及び漁港の計画的な整備を求める理由は、これらが陸上交通又は海上交通

を確保し、孤立地区（第29条参照）の発生を防止する上で重要であるためである。

これらの整備によって、例えば、道路の改良等によって、複数の陸上輸送ルートを設定することができたり、また、港湾や漁港の岸壁、野積場等の整備によって、新たな海上輸送ルートを設定することができたりと、これらの施設を計画的に整備することで、被災地への支援物資の輸送ルートの確保が確実にになっていくものと思われる。

28-1 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第2章 地震災害予防計画

第12節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上・航空ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努めていく。

2 河川の計画的な整備を求める理由は、豪雨や洪水等の水害による被害の軽減には、河川護岸やダム等の整備が重要であるためである。

3 学校の計画的な整備を求める理由は、災害が発生した場合に学校が避難場所及び避難所として重要な役割を果たすためである。

4 「その他の施設」とは、砂防施設や空港、県の庁舎が例として挙げられる。

5 「計画的に整備する」とは、新規に施設を設置することだけでなく、既存の施設を適正に維持管理することにより、災害による被害の軽減を図ることも含まれる。

なお、維持管理の内容には、県の庁舎、学校等の公共施設の電力確保対策も含まれる。

【第29条（孤立地区対策の推進）関係】

（孤立地区対策の推進）

第29条 県は、孤立地区（災害によって交通が途絶する地区をいう。以下この条において同じ。）の発生に備えて、離島半島地域の特性を踏まえつつ、あらかじめ、市町及び防災関係機関と連携し、孤立地区に対する医療の提供、物資の輸送、情報の提供等に関する体制の整備を図るものとする。

【趣旨】

本条は、孤立地区対策の推進を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 「災害によって交通が途絶する」とは、次のような原因で陸上交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動、物資の流通が困難又は不可能となることである。
  - ・地震、風水害に伴う土砂災害等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積。
  - ・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
  - ・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
  - ・地震又は津波による船舶の停泊施設の被災
  
- 2 本県では多くの地域が離島半島地域であり、その離島半島地域では、アクセス道路に限られ、また、港湾や漁港が地域の交通に重要な役割を果たしていることから、被災すると孤立地区になりやすいという特性がある。

そのため、離島半島地域に対して防災対策を講ずるに当たっては、その特性を踏まえて対応すべきであるという趣旨で、「離島半島地域の特性を踏まえつつ」と規定している。
  
- 3 「体制の整備を図るものとする」とは、県に対して、孤立地区に対する医療の提供や物資の輸送、情報の提供等を直接実施するよう義務付けているものではなく、国や市町を含めた行政機関や各種の民間の事業者・団体が医療の提供や物資の輸送等を円滑に実施することができるよう環境整備を図ることを求めている。
  
- 4 内閣府が実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」では、長崎県において、398の集落（農業集落217、漁業集落181）が孤立する可能性があるとの調査結果が出ている。

【第30条（県による災害等に関する情報の収集等）関係】

（県による災害等に関する情報の収集等）

第30条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害等に関する情報を収集するとともに、広く県民等がこれらの情報を共有するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県による災害等に関する情報の収集等を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

- 1 災害等に関する情報の収集及び提供に関しては、災害対策基本法で地方公共団体に努力義務が課されているため、改めて本条例においても、県の基本的な施策の1つとして

定めている。

30-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（情報の収集及び伝達等）

- 第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。
- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

- 2 「必要な措置」とは、災害の形態や災害応急対策の実施状況などを県民等に広く周知するために実施する広報活動のことである。

30-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第3章 災害広報計画

2 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、放送、新聞、インターネット、広報車等々の広報媒体を通じて県民に広報するものとする。

ア 防災関係機関の体制及び活動状況

イ 気象情報

ウ 被害状況の概要

エ 県民に対する協力要請及び注意事項

オ 災害応急対策の実施状況

カ 道路情報

キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

ア 被災の状況及び地区住民のとるべき措置

イ 避難の指示勧告

ウ 救護活動及び災害応急対策の状況

(3)・(4) 〔略〕

【第31条（災害時要援護者への支援）関係】

（災害時要援護者への支援）

第31条 県は、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、災害時要援護者への支援を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「必要な措置」とは、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化、避難所における支援、関係機関等の連携等のことである。

長崎県地域防災計画には、災害時要援護者の安全対策の推進に関して、災害予防計画が立てられている。

31-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第6章 生活福祉に係る災害予防計画

3 要援護者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、観光客、外国人等の要援護者に対して、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域において要援護者の安全対策を推進する。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

市町村及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要援護者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

市町は、要援護者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入所者に周知を図る。

(2) 在宅要介護者等の安全確保

県、市町は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

広報等による要援護者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。

地域在住の要援護者の把握と支援体制を確立する。

地域住民の発災時における要援護者の避難等安全確保の協力を指導する。

前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておくものとする。

(3) 観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。

観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(4) 外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。

外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

【第32条（旅行者の安全の確保）関係】

（旅行者の安全の確保）

第32条 県は、旅行者の安全を確保するため、市町及び防災関係機関と連携して、県内外の観光地等における災害の発生に関する情報の提供、災害時の避難場所への誘導等に資する環境の整備を図るものとする。

【趣旨】

本条は、旅行者の安全の確保を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 本県は全国有数の観光県であり、平常時ばかりでなく、災害が発生した場合であっても、旅行者に無事に帰ってもらうことが最大のおもてなしであることから、これを観光県長崎としての責務と位置付けて、県の基本的な施策の1つとして「旅行者の安全の確保」を掲げている。

なお、長崎県地域防災計画にも、旅行者の安全の確保に関する災害予防計画が記載されている。

32-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第6章 生活福祉に係る災害予防計画

3 要援護者に対する安全対策の推進

(3)観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。

観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

2 「観光地等」とは、観光地（観光の対象となる史跡、名勝、施設等がある地区）に加えて、駅、バスターミナル、空港、港等の交通の拠点がある地区、観光地までアクセス道路等が通っている地区のことである。

3 「環境の整備を図る」とは、県が旅行者に対して直接災害情報の提供や避難場所への誘導を行うことができない場面も多いと思われることから、県がこれらのことを直接行

うというばかりでなく、市町や観光施設等の所有者等による旅行者の安全確保対策を支援するための施策を講じることも含まれる。

### 【第33条（防災ボランティアへの支援等）関係】

（防災ボランティアへの支援等）

第33条 県は、被災地の状況に応じた災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、平常時から防災対策に関するボランティア団体と連携するよう努めるとともに、当該団体に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町及び防災関係機関と連携し、県民等に対して、防災対策に関するボランティア活動への参加について啓発するよう努めるとともに、当該ボランティア活動に参加するために必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、防災ボランティアへの支援等を県の基本的な施策として定めたものである。

### 【解説】

1 「防災ボランティア」とは、災害時に被災者の救援や被災地の復旧等のボランティア活動に取り組むほか、平常時にも災害を未然に防ぐためにボランティア活動を行う人のことである。

なお、「防災ボランティア」には、災害時のみボランティア活動を行う、いわゆる災害ボランティアも含まれる。

2 県では、災害ボランティアの円滑な活動、平常時における普及啓発活動の効果的な実施及び関係団体等の相互の連携・協力の促進を図るために、長崎県社会福祉協議会等の関係団体とともに、「長崎県災害ボランティア連絡会」を組織している。

同連絡会では、平成19年3月に「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」を作成しており、そこでは、平常時の県の取組として、関係機関・団体との連携体制づくり、県民ボランティア振興基金と連携した災害ボランティア活動の促進、医療・看護等専門的な技術を要するボランティアの登録制度の構築、様々な団体とのネットワークづくり等が挙げられている。これに加えて、同連絡会の運営委員所属団体としての県の取組としては、人材育成や県民の意識啓発が挙げられている。

33-1 「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」(長崎県・長崎県社会福祉協議会・長崎県災害ボランティア連絡会 平成19年3月)(抄)

第3部 平常時の活動

1. 災害ボランティア活動に係る主な関係機関・団体の取り組み

関係機関・団体名		平常時の取り組み
長崎県	県民協働課	(1) 市町行政、県社協、市町社協、NPO法人・ボランティア団体、関係機関・団体との連携体制づくり (2) (公財) 県民ボランティア振興基金と連携した災害ボランティア活動の促進 (3) 市町行政における災害ボランティア活動促進への取り組みの支援 (4) 庁内各課における専門ボランティアの登録制度の構築への支援
	専門的な技術を要するボランティアの各担当課 (医療政策課等)	医療、看護等専門的な技術を要するボランティアの登録制度の構築
<b>県災害ボランティア連絡会</b>  <b>【運営委員所属団体】</b> 県(県民協働推進室(注1)) [その他、略]  <b>【登録会員】</b> [略]		(1) 運営委員所属団体それぞれの災害時に備えた取り組み (2) 登録会員それぞれの災害時に備えた取り組み(災害ボランティアに関する研修会への参加等) (3) 連絡会として次の事項を検討し推進する。 災害ボランティアの円滑な活動に関すること 災害ボランティアセンターの円滑な運営に関すること 災害ボランティア関係研修会及び防災、減災の普及啓発に関すること 関係機関・団体の連携・協力に関すること 災害ボランティア活動に協力する団体・個人の登録に関すること その他災害ボランティア活動の促進に関すること

## 2. ネットワークづくり

### (1) 県災害ボランティア連絡会

運営委員所属団体をはじめ様々な団体とのネットワーク構築を図る。

また、災害ボランティア活動に協力する個人及び団体(NPO法人、ボランティア団体、各種団体、企業等)の登録を推進するとともに、登録情報を県社協及び市町社協と共有することにより、各地域における様々な団体との協力体制づくりを推進する。

## 3. 人材の育成・啓発

### (1) 県、市町、県社協、市町社協

県、市町、県社協及び市町社協は、災害ボランティアに関する研修会の開催等により人材育成に努める。なお、研修会等の実施にあたっては、行政、社協、地域のNPO法人・ボランティア団体等が連携して開催するなど、幅広い参加者を得るよう努める。

また、県社協は、災害ボランティア情報専用のホームページを開設し、市町社協及び県災害ボランティア連絡会と連携しながら、常時、災害ボランティアに関する情報発信を行う。

3 防災ボランティアへの支援に関しては、災害対策基本法で、国と地方公共団体に対して、ボランティアとの連携の努力義務が規定されている。

33-2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

#### 【第34条（広域的な医療救護体制の整備等）関係】

（広域的な医療救護体制の整備等）

第34条 県は、災害に備えて、あらかじめ、広域的な医療救護体制の整備を図るものとする。

2 県は、第22条の規定に基づいて市町が実施する施策を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、広域的な医療救護体制の整備等を県の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

1 「広域的な医療救護体制の整備」とは、県内市町、消防機関、医療機関、医師会、歯科医師会等との連携体制や医療提供体制の整備充実、他県との災害時相互応援協定の締結等の取組のことである。

県では、長崎県地域防災計画及び長崎県医療計画に基づき、関係機関による連絡会議の開催、災害拠点病院の指定、災害派遣医療チーム（DMAT）の育成・支援、災害時の医療救護活動に関する協定（医師会、歯科医師会）、緊急被ばく医療体制の確保等様々な取組を行っている。

34-1 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害応急対策計画

第17章 救急医療対策計画

3 計画の推進

（1）関係機関

集団的な死傷者が発生した場合の責務を有する機関は、緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策の推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

県

警察

市町

消防機関

県医師会

郡市医師会

医療機関

日本赤十字社長崎県支部

自衛隊

長崎 D M A T

その他

(2) 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を樹立するものとする。

救急医療体制の整備

～ [略]

34-2 長崎県医療計画（平成25年3月）（抄）

第2章 医療提供体制の構築

第2節 5 疾病・5 事業にかかる医療提供体制

10 災害医療

(1) 大規模災害医療

**現状と課題**

本県では、地震災害・風水害等の自然災害や航空機災害・列車災害等の人為災害（特殊重大災害）に備え、長崎県地域防災計画に災害時の医療救護体制について定めるとともに、長崎県災害対策本部を中心として、市町、災害拠点病院、長崎県医師会、日本赤十字社長崎県支部等の関係機関が協力し、初動期の医療救護活動を迅速かつ円滑に行うため、平成19年3月に「長崎県災害医療救護マニュアル」を作成しています。

災害時の医療を確保するため、長崎県医師会との間で「JMAT長崎の派遣に関する協定」、長崎県歯科医師会との間で「歯科医療救護班の派遣に関する協定」、日本赤十字社長崎県支部との間で「災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約」を締結しています。これにより、長崎県医師会及び長崎県歯科医師会は県の要請等に基づき、また、日本赤十字社長崎県支部は自らの判断に基づいて、被災地に医療救護班を派遣することになっています。また、大規模災害時に、被害が甚大で本県単独では十分な対応ができない場合に備えて、九州・山口の各県と「災害時応援協定」を結んでいます。

(2) 緊急被ばく医療

**現状と課題**

長崎県松浦市の全域並びに佐世保市、平戸市、壱岐市の一部は、佐賀県の玄海町に立地する九州電力株式会社玄海原子力発電所から半径30km以内に位置しており、また、佐世保港には原子力艦船が不定期に入港しています。このため、緊急時における関係機関相互の通信連絡体制の確立、緊急時モニタリング活動、緊急時医療活動等の習熟と防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、住民の原子力防災に対する理解の促進のため、佐賀県と協調した原子力防災訓練や佐世保市での原子力艦原子力防災訓練を実施しています。

**施策の方向および目標**

緊急被ばく医療を実施するに当たっては、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、佐賀県および被ばく医療機関等、様々な関係機関との協力が不可欠です。こうした関係機関とのネットワーク構築のため、長崎県緊急被ばく医療ネットワーク検討会を設置し、連絡体制の整備・強化を図ります。

迅速かつ的確な緊急被ばく医療体制の確保のため、毎年1回、原子力防災訓練を実施するほか、緊急被ばく医療機関関係者を対象とした検討会を開催し、また講習会等へ派遣するなどにより、知識・技術の習得を図ります。

【第35条（公衆衛生の確保）関係】

( 公衆衛生の確保 )

第35条 県は、市町と連携して、災害時における感染症の発生の予防及びまん延の防止その他公衆衛生上の危害の発生を防止するための体制の整備を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、公衆衛生の確保を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 「その他公衆衛生上の危害」とは、災害の発生によってごみやし尿の収集の中断、上下水道施設の破損等が生じることにより、避難所や各家庭が不衛生となり、食中毒が発生したり、ネズミやゴキブリ等が増殖することである。

2 公衆衛生の確保については、市町の役割も大きい。

感染症の発生の予防及びまん延の防止という面では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき、知事が消毒等の命令や指示を行うこととなっており、県地域防災計画では、その命令や指示を受けて、市町が防疫対策を実施するとされている。また、公衆衛生を確保する上で重要な役割を果たす公共下水道の設置や管理についても、原則市町村が行うこととなっている。

なお、この条例においては、防災対策に直接関係する基本的な施策のみを市町の基本的施策として規定しているため、公衆衛生の確保に関する市町の役割については規定していない。ただし、市町が独自に対策を講じることについては、歓迎するものである。

35-1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(抄)  
( 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 )

第27条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

( ねずみ族、昆虫等の駆除 )

第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当

該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

(物件に係る措置)

第29条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

#### 35-2 長崎県地域防災計画・基本計画編(平成24年6月修正)(抄)

##### 第3編 災害応急対策計画

##### 第11章 保健衛生計画

##### 第2節 防疫計画

##### 3 防疫実施方法

各市町において実施する。

代執行をもって実施することもある。

(災害の状況により出動編成班数を増員することもある。)

#### 35-3 下水道法(昭和33年法律第79号)(抄)

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

( 県の業務継続計画 )

第36条 県は、あらかじめ、大規模災害時の限られた人員、物資等を基に、災害応急対策に係る業務及び優先度が高い通常業務を災害が発生した直後から適切に実施できるようにするために必要な事項を定めた計画を策定するものとする。

【趣旨】

本条は、県の業務継続計画を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 県は、市町と同様に、大規模災害が発生した場合であっても、災害応急対策、災害復旧及び復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方で、継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

また、過去の災害では庁舎の被災や停電等の事例も見受けられ、大規模災害時においても業務を適切に継続できる体制をあらかじめ整備しておくことが重要となっている。

そこで、本条では、この業務継続のための体制づくりの方法として、業務継続計画を策定するよう規定している。

なお、現在策定されている業務継続計画としては、「長崎県業務継続計画（本庁版）」と「長崎県警察非常災害対応業務継続計画」がある。

2 「優先度が高い通常業務」については、第23条の解説2参照のこと。

【第37条（災害復旧及び復興の推進）関係】

( 災害復旧及び復興の推進 )

第37条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害を受けた地域の復旧及び復興の円滑かつ計画的な実施を推進するものとする。

【趣旨】

本条は、災害復旧及び復興の推進を県の基本的な施策として定めたものである。

【解説】

1 災害復旧及び復興に当たって、県は、災害対策基本法や被災市街地復興特別措置法、被災者生活再建支援法といった法令のほか、防災基本計画や県地域防災計画に基づいて、各種の事業を実施することとなる。

37-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）  
（災害復旧の実施責任）

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

37-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第3編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業の促進

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第3章 金融その他の資金対策

第4章 被災者の生活確保に関する計画

37-3 長崎県地域防災計画・震災対策編（平成24年6月修正）（抄）

第4章 地震災害復旧計画

第1節 被災者の生活確保

第2節 地域医療の確保

第3節 失業回復等の資金確保

第4節 義援金の配分

第5節 被災者の生活再建等の支援

第6節 社会福祉施設等の復旧

第7節 激甚災害の指定に関する計画

37-4 長崎県地域防災計画・原子力災害対策編（平成24年6月修正）（抄）

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

第2節 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

第3節 放射性物質による汚染の除去等

第4節 各種制限措置の解除

第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第7節 風評被害等の影響の軽減

第8節 被災中小企業等に対する支援

第9節 心身の健康相談体制の整備

第10節 物価の監視

第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

2 あらかじめ、災害に備えて、できるだけ詳細に計画等が策定されていることが望ましいが、復旧工事・復興事業に使用される工事用車両の駐車場や作業員の宿泊先の確保など、災害が発生していない段階では詳細な検討を行うことができない事項も多数あるため、その内容によっては、計画策定が災害発生後になるものもある。

3 災害復旧及び復興の推進に関しては、平成25年6月に改正された災害対策基本法に追加された基本理念に、速やかな施設の復旧、被災者の擁護、災害からの復興が規定されている。

37-5 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（基本理念）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1)～(5) 〔略〕

(6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

#### 【第38条（県民等の意見の反映）関係】

（県民等の意見の反映）

第38条 県は、県の防災に関する施策について、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、県民等の意見の反映を県の基本的な施策として定めたものである。

#### 【解説】

1 「県民等の意見を反映させるために必要な措置」とは、具体的には、パブリック・コメントの募集や意見交換会等の開催などが挙げられる。

自助・共助・公助の連携が円滑になされるよう、県にはこれまで以上に広聴機能の強化が求められる。

## 第5章 雑則（第39条・第40条）

### 【第39条（長崎県防災月間）関係】

（長崎県防災月間）

第39条 県民等の中に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災対策の一層の推進を図るため、長崎県防災月間を設ける。

2 長崎県防災月間は、7月1日から7月31日までとする。

### 【趣旨】

本条は、長崎県防災月間について定めたものである。

### 【解説】

- 1 長崎県防災月間を設けることにより、毎年7月に、県だけでなく、市町や民間も含めた各方面で、防災訓練の実施や講習会等各種イベントの開催、様々な広報媒体を活用しての防災知識の普及啓発等が行われることが期待される。
- 2 長崎県防災月間を毎年7月と定めた理由は、県内で多数の死者行方不明者を出した災害（諫早大水害、佐世保大水害、長崎大水害）がいずれも7月に発生していることにある。また、県内における近年の主な風水害を見ても、平成21年や平成11年には、7月に大雨で犠牲者が出ている。

#### 諫早大水害（昭和32年7月25～26日）の概要

死者数	705名	床上浸水	10,755棟
行方不明者数	77名	床下浸水	19,809棟
負傷者	3,735名	道路損壊	1,551ヶ所
住家全壊	799棟	橋流失	730ヶ所
住家半壊	2,656棟	堤防決壊	765ヶ所
住家流失	501棟	山(崖)くずれ	1,970ヶ所

#### 佐世保大水害（昭和42年7月9日）の概要

死者数	44名	床上浸水	7,299棟
行方不明者数	6名	床下浸水	13,772棟
負傷者	144名	道路損壊	353ヶ所
全壊家屋	246棟	橋梁流失	50ヶ所
半壊家屋	261棟	山がけ崩れ	652ヶ所

長崎大水害（昭和57年7月23日）の概要

死者数	294名	床上浸水	17,909棟
行方不明者数	5名	床下浸水	19,197棟
重傷者	16名	道路損壊	4,969ヶ所
軽傷者	789名	橋損壊	116ヶ所
全壊家屋	584棟	河川決壊	4,190ヶ所
半壊家屋	954棟	山崖くずれ	4,457ヶ所

平成11年7月23日の大雨による被害の概要

死者数	1名	床上浸水	47棟
家屋全壊・流失	1棟	床下浸水	106棟
家屋半壊・破損	1棟	山がけ崩れ	32ヶ所

平成21年7月24日から25日の大雨による被害の概要

死者数	1名	床上浸水	1棟
家屋一部損壊	1棟	床下浸水	21棟
落雷による火災	2ヶ所	がけ崩れ	48ヶ所

3 防災に関する記念日・週間・月間としては、政府が、大正12年9月1日に発生した関東大震災の教訓を忘れないために定めた「防災の日」（毎年9月1日）及び「防災週間」（毎年8月30日～9月5日）をはじめ、様々なものがある。

- ・防災とボランティア週間（1月15～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・文化財防火デー（1月26日）
- ・春季全国火災予防運動（3月1～7日）
- ・建築物防災週間（3月1～7日、8月30日～9月5日）
- ・消防記念日（3月7日）
- ・水防月間（5月）
- ・土砂災害防止月間（6月）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1～7日）
- ・道路防災週間（8月25～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・住宅防火・防災キャンペーン（9月）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・119番の日（11月9日）
- ・秋季全国火災予防運動（11月9～15日）

・雪崩防災週間（12月1～7日）

39-1 「防災の日」の創設について（昭和35年6月17日 閣議了解）

政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が台風高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備するため、「防災の日」を創設する。

「防災の日」は、毎年9月1日とし、この日を中心として、防災思想の普及、功労者の表彰、防災訓練等これにふさわしい行事を実情に即して実施する。

上記の行事は、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て行なうものとする。

【第40条（財政上の措置）関係】

（財政上の措置）

第40条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県の財政上の措置について定めたものである。

【解説】

1 「必要な財政上の措置」とは、第4章に規定している「県の基本的施策」に必要な経費を確保することである。

なお、経費の確保に当たっては、県の収支の状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲で行うこととなる。

## 附則

附則とは、法令において本則に対して、施行期日、経過規定等の附随的事項を定めるものであり、本条例の附則は1項から成り、本条例の施行期日に関する事項を定めている。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 【趣旨及び解説】

この附則は、平成25年3月29日に長崎県条例第23号をもって公布された本条例を平成25年4月1日から施行することを規定したものである。

「施行」とは、法令の効力を現実に一般的に発動させることをいう。

施行期日を平成25年4月1日とした理由は、本条例を平成24年度の総務委員会で発議することを目指して作業が始まったため、委員の構成が替わる前に一定の結論を得たいという意図があったためである。